

応急修理 Q&A

(1) 制度全般について

質問		回答
1	住宅の応急修理とはどのような制度なのか。	災害のため住宅が半壊若しくは一部損壊（準半壊）を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯又は大規模半壊の被害認定を受けた世帯に対し、被災した住宅の屋根や台所・トイレなど日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理について、市が修理業者に依頼し、修理費用のうち限度額（595千円又は300千円の範囲内（※罹災区分により限度額が異なります））までを市が直接修理業者に支払う制度です。
2	住宅の応急修理費用を貰って自分で業者に発注することは可能か。	修理に要した経費を市が修理業者に支払う制度であり、応急修理費用を申請者へ直接お支払いすることはできません。 なお、限度額を超える修理を行う場合には超過した分の修理額について、自己負担で支払っていただく必要があります。
3	住宅の応急修理の範囲はどこまでか。	住宅の応急修理の対象は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な部分です。 なお、災害によらず、単に古くなった壁紙や畳の交換は対象外です。
4	県営住宅、市営住宅等又は在宅避難若しくは親戚・知人宅への避難をしていても住宅の応急修理は可能か。	在宅避難中や親戚などのお宅に身を寄せていても住宅の応急修理の実施は可能です。 また、応急修理が完了するまで左記の住宅等に一時的に避難していた場合でも、応急修理の実施が可能です。 ただし、応急修理完了後、住家に戻っていただくことが前提となります。
5	被災者の所得に関係なく対象となるのか。	「資力に関する申出書」を基に、世帯の収入状況、資力が不足する理由等を確認し、判断することとしています。

(2) 応急修理の対象について

質問		回答
1	1階を店舗や事務所として利用している併用住宅は住宅の応急修理の対象となるか。	住宅の応急修理は、日常生活を営んでいるところを対象とするため、1階が事務所や店舗等である場合には対象となりません。 ただし、1階の階段が壊れて2階の居住スペースに行けない、1階にしかトイレがない等理由があれば修理の対象となります。
2	駐車場や倉庫も応急修理の対象としてよいのか。	住宅の修理が対象となりますので、駐車場や倉庫は対象外です。

(3) 応急修理の対象範囲について

質問		回答
1	住宅の応急修理制度の対象工事の具体的内容は何か。	下記を参照してください。 1 典型的な応急修理の工事例 ①壊れた屋根の補修（瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む） ②壊れた床の補修（床の補修と併せて行わざるを得ない必要最小限の畳の補修を含む） ③壊れた外壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする） ④壊れた戸、窓の補修（破損したガラス、カギの取替を含む） ⑤壊れた給排気設備の取替 ⑥上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む） ⑦電気、ガス、電話等の配管や配線の補修（スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む） ⑧壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替（便器はロータンクを含むが、洗浄機能の付加された部分は含まない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む。） 2 応急修理の基本的考え方 ①当該災害による被害と直接関係ある修理のみが対象となる。 （例）○壊れた屋根の補修（屋根葺き材の変更は可） ○壊れた便器の取り替え（×洗浄機能等の付帯したものは不可） ○割れたガラスの取り替え（取り替えるガラスはペアガラスでも可） ×壊れていない便器の取り替え ×古くなった壁紙の貼り替え ×古くなった屋根葺き材の取り替え ②内装に関するものは原則として対象外であるが、床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合には、以下の取扱とする。 ・壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合は、日常生活に必要欠くことのできない部分の破損箇所である場合にのみ対象とする。 ・壊れた壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。 （例）×畳や壁紙のみの補修 ○屋根の下地材が損傷し、雨漏りによって破損した床と畳の取り替え ③家電製品は対象外である。 ④エアコンの室外機、カーポート、物置など住宅の外に設置されたものは対象外である。 ⑤洗浄・消毒は対象外である。
2	屋外設置型給湯器は応急修理の対象となるか。	浸水等により破損した給湯器（配管、貯湯タンク、室外機）は対象となります。 また、被災前の給湯器の熱源の種別（電気・ガス・灯油等）は問いません。ただし、熱源の変更及びグレードアップとなる修理は認められません。

3	床上浸水により汚泥が堆積し、洗い流しても悪臭が取れない、カビが発生するなど、そのままでは生活できない場合、破損はなくても修理の対象となるか。	汚泥や悪臭により日常生活に支障があると判断した床や壁については、応急修理の対象にできることから状況を詳しくお尋ねしますので、可能な限り詳細にご説明ください。 また、床と併せて畳などの修理を行う場合も対象となります。
4	住居内の土石や木竹の除去は応急修理の対象となるのか。	住宅内の障害物を除去する場合は、住宅の応急修理に該当しません。 障害物の除去に関して、自らの資力では土石等の障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない方を対象に支援する制度があります。詳細については次の相談窓口にお問い合わせください。 問合せ先：大牟田市役所都市整備部土木管理課（41-2788）
5	応急修理に伴い廃棄する廃材の処分費等は、応急修理制度の対象となるか。	応急修理によって搬出される産業廃棄物の運搬、処分費は応急修理制度の対象となります。 なお、応急修理により搬出される廃棄物は、産業廃棄物として処分することとなりますが、処分する廃棄物によっては、環境省の災害等廃棄物処理事業の対象となる場合もありますので、次の相談窓口にお問い合わせください。 問合せ先：大牟田市役所環境部環境業務課（41-2723）
6	床の修理に合わせて畳敷きをフローリングに変更してもよいのか。	当該仕様の変更については応急修理の対象として差し支えありません。 ただし、床暖房などの追加設備（グレードアップ）は自己負担となりますのでご注意ください。
7	畳の交換は対象となるのか。	畳だけの交換は対象となりませんが、日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分として、畳の下地と併せて修理を行う場合は対象となります。 また、床と併せて交換を行う畳の枚数に上限設定はありません。
8	床板を修繕するうえで、床下断熱材は対象となるか。	浸水した床下断熱材はカビの温床となる可能性が高いため、その交換については応急修理の対象として差し支えありません。
9	浸水した部分の床壁の修繕は対象となるか。（断熱材、石膏ボード張替など）	一度、浸水した断熱材はカビの温床となる可能性が高いため、交換の対象として差し支えありません。 その際、石膏ボードを外す、壊す等せざる得ない場合も張替えの対象となります。
10	内部建具（ドア、ふすま、障子）は対象となるか。	損傷度合いにもよりますが、ドア類は長時間浸水することで反ってしまった場合、ふすま、障子類も枠組みが破損している場合などについては応急修理の対象として差し支えありません。ただし、応急修理の対象となる部屋への動線上の建具である場合に限ります。 なお、押入のふすまは対象になりません。また、ふすま、障子の張替えだけで済むような修理は対象にはなりません。
11	エアコンの室外機は修理の対象となるか。	エアコンは家電製品であり、住宅の応急修理の対象とはなりません。
12	従前、井戸水を使用していたが、災害後、井戸が濁って、飲めなくなった。住宅の前に水道管が通っており、敷地内の配管を行えば給水が可能であるため配管を行いたいが、この工事は応急修理の対象となるのか。	新たに水道を敷設するための工事は元の住宅の応急修理の範囲とはならないため、対象とはなりません。 上水道事業を所管する次の相談窓口にお問い合わせください。 問合せ先：大牟田市役所企業局上水道工務課（41-2843）
13	浸水被害により、浄化槽ブロワーが故障した。ブロワーの交換は応急修理の対象となるか。	浄化槽ブロワーは住宅設備であり、対象として差し支えありません。
14	台所の流し台（キッチン）を交換することは応急修理の対象となるか。 また、オール電化のIHクッキングヒーターは対象となるか。	損傷した流し台（キッチン）は住宅の基本設備であり、使用することが困難な場合は、応急修理の対象として差し支えありません。 また、IHクッキングヒーターがシステムキッチンと一体となっている場合は修理の対象です。 ただし、ガスコンロからIHクッキングヒーターなどの明らかなグレードアップは応急修理の対象外となります。
15	ガスコンロは対象となるか。	ガスコンロは家電製品であり、生活必需品として配布していることから応急修理の対象外となります。
16	便器が使用できない状態になった。応急修理の対象となるか。	応急修理の対象として差し支えありません。 また、被災前に温水洗浄便座（ウォシュレット等）が設置されている場合であって、従前と同等のものを設置する場合は対象となりますが、規格や機能がグレードアップとなるものや、新たに設置するといった場合は対象外となります。
17	浴槽に汚泥や石が入り、破損又はひびが入っている。応急修理の対象となるか。	破損又はひび割れにより浴槽の使用が困難な場合は、修理・交換の対象として差し支えありません。
18	限度額以内であれば、修理を複数業者へ依頼することは可能か。	修理を工種ごとに別の業者に分割発注することは可能です。 それぞれに契約書や請書、見積書が必要になります。工事が重複しないようご注意ください。